

## 松浦市における景観計画の運用について（概略版）

松浦市における適正な景観行政の推進を図るため、次の通り松浦市景観計画及び松浦市景観条例、に基づく運用を開始します。

### ○運用開始基準

平成28年4月1日以降、松浦市全域が景観計画区域となり、そのうち「届出対象地域内」における「届出対象行為」を行う場合に届出義務が発生。

### ○届出対象地域

平成28年4月1日以降に、届出の対象となる地域は次の通りです。

- (1) 松浦市福島町全域 (2) 松浦市鷹島町全域

### ○届出対象行為（条例施行規則別表第1参照）

平成28年4月1日以降に、届出の対象となる行為は次の通りです。

#### (1) 建築物に関するもの

- ① 延べ面積が100㎡を超える建築物の新築
- ② 増築後の延べ面積が100㎡を超える建築物の増築
- ③ 延べ面積が100㎡を超える建築物であって、外観の1/4を超える修繕及び模様替え又は色彩の変更

#### (2) 工作物に関するもの

- ① 高さが4mを超える工作物（煙突類、柱類、搭類等）
- ② 高さが4mを超える工作物であって、外観の1/4を超える修繕及び模様替え又は色彩の変更

#### (3) その他に関するもの

- ① 面積が3,000㎡以上の土地の開墾及び採取、鉱物の採掘、その他土地の形質の変更
- ② 深さが3mを超える土地の開墾、土地の採取、鉱物の採掘、その他土地の形質の変更
- ③ 面積が1,000㎡を以上の木竹の植栽又は伐採
- ④ 堆積期間が30日を超え、かつその面積が500㎡以上又は高さが5mを超える屋外での物件の堆積

### ○届出適用除外

平成28年4月1日以降、届出適用除外となる対象等は次の通りです。

1. 専用住宅（※店舗併用住宅は届出の対象）
2. 延べ面積が100㎡以下の建築物
3. 高さが4m以下の工作物
4. 面積が3,000㎡未満、かつ深さが3m以下の土地の開墾及び採取、その他土地の形質の変更
5. 面積が1,000㎡未満の木竹の植栽又は伐採
6. 堆積期間が30日以下、かつその面積が500㎡未満又は高さが5m以下の屋外での物件の堆積

### ○届出要領（条例施行規則別表第2及び各様式参照）

- (1) 届出様式 松浦市景観条例施行規則の各様式に基づく。
- (2) 添付書類 松浦市景観条例施行規則の別表第2に基づく。